

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇十一 (略) 一二〇十六 (略) (削る)</p> <p>十七 京葉臨海南部地区</p> <p>イ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十八 東京国際空港地区</p> <p>東京都大田区羽田空港三丁目区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目区域のうち主務大臣の定める区域 東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十九〇三十四 (略)</p> <p>三十五 名古屋港臨海地区</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇十一 (略) 一一の二〇十五 (略)</p> <p>十六 京葉臨海南部地区</p> <p>イ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十七及び十八 削除</p> <p>十九〇三十四 (略)</p> <p>三十五 名古屋港臨海地区</p>

イ (略)

(削る)

ロ・ハ (略)

ニ 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

三十六(四十四の二) (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

- (1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字貳拾町場、字二十五町場、字二十町場、字貳拾貳町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑

イ 愛知県名古屋市の区域のうち次の区域

- (1) 南区星崎町大手堤、一ノ割、二ノ割上、二ノ割中、二ノ割下、三ノ割上、三ノ割中及び三ノ割下の区域 同区丹後通二丁目、丹後通五丁目、神松町一丁目、神松町二丁目、星崎町繰出及び大同町一丁目から大同町五丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 港区本星崎町、大江町、昭和町、船見町及び潮見町の区域 南区本星崎町字外屋敷及び加福町一丁目並びに港区空見町の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 愛知県海部郡飛島村東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ 愛知県東海市南柴田町ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割及びヲノ割並びに荒尾町ヨノ割、タノ割及びレノ割の区域 同市東海町及び元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川右岸及び海岸線で囲まれた区域 同市元浜町、南柴田町イノ割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、ワノ割及びカノ割の区域のうち主務大臣の定める区域

ニ 愛知県知多市北浜町及び南浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線及び海岸線で囲まれた区域 同市緑浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

(新設)

三十六(四十四の二) (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

- (1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字貳拾町場、字二十五町場、字二十町場、字貳拾貳町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑

、字東山開キ、字拾貳町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域 本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字貳拾九町場、字海面、字御殿山、字北鶴ノ島、字中鶴ノ島、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鶴ノ島、字内鶴ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鶴ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濱ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)・(3) (略)

四十六 (略)
四十七 和歌山北部臨海南部地区

イ 和歌山県海南市の区域のうち次の区域
(1) (削る)
(2) (略)

ロ・ハ (略)

四十八〜六十二 (略)
六十三 松山地区

愛媛県松山市大可賀三丁目、北吉田町及び南吉田町の区域のうち主務大臣の定める区域
(削る)

六十四〜七十五 (略)

、字東山開キ、字拾貳町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域 本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字貳拾九町場、字海面、字御殿山、字北鶴ノ島、字中鶴ノ島、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鶴ノ島、字内鶴ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鶴ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濱ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 湊字青岸坪及び字薬種畑坪並びに西浜字中川向ノ坪及び字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (1)及び(2)の区域に介在する道路の区域

四十六 (略)
四十七 和歌山北部臨海南部地区

イ 和歌山県海南市の区域のうち次の区域
(1) 下津町大崎の区域のうち主務大臣の定める区域
(2) 下津町方の区域のうち主務大臣の定める区域
(3) 下津町下津の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 和歌山県有田市初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区域
ハ イ及びロの区域に介在する道路の区域

四十八〜六十二 (略)
六十三 松山地区

愛媛県松山市 〃の区域のうち次の区域
(1) 大可賀三丁目及び北吉田町の区域のうち主務大臣の定める区域
(2) 南吉田町及び西垣生町の区域のうち主務大臣の定める区域

六十四〜七十五 (略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（附則第三項関係）（傍線の部分は改正部分）

改正後								現行							
別表第三（第二十二条関係）								別表第三（第二十二条関係）							
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分
区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十	(略)	(略)	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	(略)	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	区域	区域令別表第三十二号及び第三十四号から第三十	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十四号及び第十五号に掲げる地区の区域	区域令別表第十一号の二から第十三号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号及び第三号から第四号の二までに掲げる地区の区域	区域

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	七号までに掲げる地区の区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	七号までに掲げる地区の区域
区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域	